

用 語 の 解 説

用 語	解 説
法	更生保護法(平成19年法律第88号)の略。ただし、平成20年5月分以前の統計における「法」とは犯罪者予防更生法(昭和24年法律第142号)、「観察法」とは執行猶予者保護観察法(昭和29年法律第58号)の略であるが、平成19年法律第88号によりいずれも廃止
医療観察法	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)の略
委員会	地方更生保護委員会の略
観察所	保護観察所の略
1号観察	家庭裁判所の決定により保護処分に付された者に対する保護観察(法第48条第1号)
2号観察	委員会の決定により少年院からの仮退院を許された者に対する保護観察(法第48条第2号)
3号観察	委員会の決定により仮釈放を許された者に対する保護観察(法第48条第3号)
4号観察	裁判所の判決により刑の執行を猶予され、保護観察に付された者に対する保護観察(法第48条第4号)
5号観察	委員会の決定により婦人補導院からの仮退院を許された者に対する保護観察(売春防止法(昭和31年法律第118号)第26条第1項)。令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)」により廃止された。
交通	車両の運転による刑法第209条から第211条までの罪並びに自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)、道路交通法(昭和35年法律第105号)、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)、道路運送法(昭和26年法律第183号)、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)及び自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に定める罪に係る事件によるもの。ただし、刑法第209条及び第210条に定める罪に係る事件については、令和6年3月末日以前に保護観察を開始した事件を除く。 また、平成26年5月19日以前においては、刑法第208条の2及び車両の運転による同法第211条の罪並びに道路交通法(昭和35年法律第105号)、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)、道路運送法(昭和26年法律第183号)、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)及び自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に定める罪に係る事件によるもの。
一般	上記「交通」以外の罪(ぐ犯、施設送致申請を含む。)に係る事件によるもの
1号観察における「短期」	交通事件以外の事件により保護処分に付された少年のうち、家庭裁判所から短期間の保護観察を行う旨の処遇勧告がなされたもの
1号観察における「交通短期」	交通事件により保護処分に付された少年のうち、家庭裁判所から短期間の保護観察を行う旨の処遇勧告がなされたもの
1号観察における「特定1号」	1号観察のうち、少年法第64条第1項第2号の規定により保護処分に付されたもの
1号観察における「更生指導」	1号観察のうち、少年法第64条第1項第1号の規定により保護処分に付されたもの
2号観察における「SA・SE対象者以外」	少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程(SE)及び短期社会適応課程(SA)以外に区分されていたもの
2号観察における「SA・SE対象者」	少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程(SE)又は短期社会適応課程(SA)に区分されていたもの
2号観察における「特定2号」	2号観察のうち、少年法第64条第1項第3号の規定により保護処分に付されたもの
3号観察における「全部実刑」	仮釈放期間満了後に刑法第27条の2第1項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第3条の規定による執行猶予期間がないもの
3号観察における「一部猶予(初入・準初入)」	仮釈放期間満了後に刑法第27条の2第1項の規定による執行猶予期間があるもの
3号観察における「一部猶予(薬物法)」	仮釈放期間満了後に薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第3条の規定による執行猶予期間及び同第4条第1項の保護観察期間があるもの

4号観察における 「一部猶予（初入・準初入）」	刑法第27条の3第1項によるもの
4号観察における 「一部猶予（薬物法）」	薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第4条第1項によるもの
4号観察における 「全部猶予」	刑法第25条の2第1項によるもの
4号観察における 「初度目猶予」	刑法第25条の2第1項前段によるもの
4号観察における 「再度目猶予」	刑法第25条の2第1項後段によるもの（再保護観察付猶予を除く）
4号観察における 「再保護観察付猶予」	刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付されている期間中に更に同項の規定により保護観察に付されたもの
仮釈放審理における 「全部実刑」	釈放後に刑法第27条の2第1項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第3条の規定による執行猶予期間がないもの
仮釈放審理における 「一部猶予」	釈放後に刑法第27条の2第1項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第3条の規定による執行猶予期間があるもの
仮釈放等審理等における 「収容中の特定1号」	1号観察における特定少年であって、少年法第66条第1項の規定により少年院へ収容されることとなったもの
収容中の生活環境調整の種別中 一部猶予における 「初入・準初入（保護観察付）」	実刑部分執行終了後、刑法第27条の3第1項の規定により保護観察に付されることとなっているもの
収容中の生活環境調整の種別中 一部猶予における 「初入・準初入（保護観察なし）」	実刑部分執行終了後、刑法第27条の2第1項の規定による執行猶予期間があるものの、保護観察に付されることとなっていないもの
収容中の生活環境調整の種別中 一部猶予における 「薬物法」	実刑部分執行終了後、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第3条の規定による執行猶予期間及び同第4条第1項の保護観察期間があるもの
収容中の生活環境調整の種別における 「特定少年」	少年法第64条第1項第3号の規定により保護処分に付されたもの
累犯	刑法第56条に該当する者
初犯	上記「累犯」以外の者
来日外国人	次に掲げる者以外の外国人
	(1) 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる「永住者」の在留資格を有する者
	(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」の在留資格を有する者
	(3) アメリカ合衆国若しくは国際連合の軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族、オーストラリア国防軍訪問部隊の構成員及び文民構成員、英国軍隊の構成員及び文民構成員又はフィリピン共和国軍隊の構成員及び文民構成員
	(4) 在留資格不明者（在留資格を有しているか否か明らかでない者）